

JPNIC プライマリルート認証局運営規程 新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>第 1 条(目的)<br/>本規程は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下 JPNIC と</u><br/><u>言う)</u>の JPNIC プライマリルート認証局(以下、本認証局と<u>言う</u>)の運営について内部牽制の機能する体制を整えることにより、<u>JPNIC プライマリルート認証局の適正且つ効率的な運営に資することを目的とする。</u></p>                | <p>第 1 条(目的)<br/>本規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの JPNIC プライマリルート認証局 (以下、本認証局と呼ぶ) の運営について内部牽制の機能する体制を整えることにより、<u>JPNIC プライマリルート認証局の適正且つ効率的な運営に資することを目的とする。</u></p>  |
| <p>第 6 条(認証局業務を分掌する常務理事)<br/>本認証局は、<u>定款第 21 条 2 項及び第 22 条 2 項及び理事職務権限分掌規程第 7 条第 1 項第 1 号の定めに従い、「セキュリティー分野業務の執行に関する事項 (認証局の運用)」を分掌</u><br/><u>するとして理事会で選定された常務理事が業務を執行する。</u></p>                                       | <p>第 6 条(分野担当理事)<br/>本認証局にかかわる分野担当理事は、<u>セキュリティー分野担当理事とする。</u></p>  |
| <p>第 7 条(認証局運営委員会)<br/>認証局運営委員会は、<u>「セキュリティー分野業務の執行に関する事項 (認証局の運用)」を分掌する常務理事の発議に基づき理事会により設置される。</u><br/>2 認証局運営委員会は CPS の原案を作成し、理事会に提案することができる。<br/>3 認証局運営委員会のメンバーは、<u>理事長及び副理事長並びに専務理事及び常務理事から理事会の決議により選定される。</u></p> | <p>第 7 条(認証局運営委員会)<br/>認証局運営委員会は、<u>セキュリティー分野担当理事の発議に基づき理事会により設置される。</u><br/>2 認証局運営委員会は CPS の原案を作成し、理事会に提案することができる。<br/>3 認証局運営委員会のメンバーは、<u>理事の中から互選される。</u></p> |
| <p>第 8 条(認証局運営委員長の職務)<br/>認証局運営委員会の委員長 (以下、認証局運営委員長) は、<u>「セキュリティー分野業務の執行に関する事項 (認証局の運用)」を分掌する常務理事とする。</u></p>  | <p>第 8 条(認証局運営委員長の職務)<br/>認証局運営委員会の委員長 (以下、認証局運営委員長) は、<u>セキュリティー分野担当理事とする。</u></p>   |
| <p>第 10 条 (規程の変更)<br/><u>この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。</u></p>  | <p>[新設]</p>   |
| <p>第 11 条 (その他)<br/>この規程に定めるもののほか、本認証局の運用に関して必要な事項は理事会が定める。</p>   | <p>第 10 条 (その他)<br/>この規程に定めるもののほか、本認証局の運用に関して必要な事項は理事会が定める。</p>   |